公　　告

諸　事　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年１月28日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
大海商事株式会社	新潟県新潟市西区大学南１丁目7810番地２	互第3131号	平成26年11月28日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、株式会社アークベルへの事業譲渡により、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年１月28日　　関東経済産業局長　安藤　久佳

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成27年３月30日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成27年３月30日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
大海商事株式会社	新潟県新潟市西区大学南１丁目7810番地２	平成26年11月28日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話　048―600―0403

様式

申　　出　　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年１月28日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年１月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　高砂熱学工業株式会社　代表取締役　大内　　厚　東京都新宿区新宿６―27―30　国土交通大臣許可（般・特―22）第5708号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成27年１月29日から平成27年３月29日までの60日間

４　処分の原因となった事実　高砂熱学工業株式会社の元社員は、他の者と共謀の上、平成23年９月中旬頃から平成24年11月頃までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するなどし、もって同社が他の事業者と共同して、同工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、同工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反として起訴され、平成26年11月12日に同社の元社員は懲役１年６月の判決を受け、同社は罰金１億6000万円の判決を受け、各々その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年１月28日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年１月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新日本空調株式会社　代表取締役　夏井　博史　東京都中央区日本橋浜町２―31―１　国土交通大臣許可（般・特―21）第2716号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。